

関西学院大学 研究成果報告

2018 年 4 月 24 日

関西学院 院長殿

所属：司法研究科
職名：教授
氏名：野田輝久

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国：ドイツ連邦共和国） <input type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国： ） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間
研究課題	ドイツにおける結合企業法の現状と課題およびコーポレート・ガバナンスの問題点
研究実施場所	ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク大学（ドイツ・ヨーロッパ会社法・経済法研究所）
研究期間	2017年3月24日～2018年3月23日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

2017年3月末から1年間、ドイツ・ハイデルベルク大学(Ruprecht-Karls Universität Heidelberg)におけるドイツ・ヨーロッパ会社法・経済法研究所 (Institut für deutsches und europäisches Gesellschafts- und Wirtschaftsrecht) のエプケ教授 (Prof. Dr. Werner F. Ebke) のもとで、在外研究期間を過ごした。

研究テーマとして当初掲げたものは、「ドイツにおける結合企業法の現状と課題およびコーポレート・ガバナンスの問題点」であったが、このテーマにこだわることなく、広くドイツを含めたEUにおける結合企業法およびコーポレート・ガバナンスの問題、さらにはもっと広い意味で、企業法の運用実態や企業活動の法的問題点を対象として研究を行った。ドイツは、1965年に世界に先駆けて体系的結合企業法を立法し、現在までの約50年間において、判例の積み重ねと学説上の議論の蓄積を有している。他方、わが国に目を転じると、これまでの商法改正および会社法の制定に際して、常に結合企業立法の必要性が論じられながらも、様々な要因から見送られてきた経緯がある。もっとも、わが国において、体系的な結合企業法が導入されることが望ましいのか否かについては検討の余地も多く、従来同様、個別の法規定を結合企業法レベルで解釈するという方法も十分に考慮に値すると思われる。しかしながら、ドイツが経験した結合企業法レベルでの問題点や当該問題点を扱った判例、さらにはそれらの判例をめぐる学説上の議論は、わが国の会社法の立法および解釈においても参考となる点が多く、その意味で、今回の留学に際して、これま

での研究を深めることができたのは、今後の研究にも十分に生きてくるものと思われる。

留学中の研究成果として、報告者は、すでに2本の論文を執筆し、公表している。具体的には、「株式公開買付けにおける買付価格の相当性と株主による買付者に対する損害賠償請求 - ドイツ法を素材として -」（法と政治68巻2号401頁-436頁）および「EUにおける関連当事者との取引に関する規制」（岡田豊基＝吉本健一編『企業関係法の新潮流』（中央経済社）79頁-107頁）である。前者は、動的な結合企業法ともいえる株式公開買付けの局面で、買付価格が不相当であった場合に、買付に応じた株主が事後的に買付者に対して損害賠償請求することができるかどうかにつき、ドイツ企業買収法を素材に論じたものである。後者については、静的な意味での結合企業の法規制の1つである関連当事者との取引規制につき、近時EUにおけるいわゆる株主権指令の改正を受けて、これにドイツがどのような対応をするかという観点から、わがくにへの示唆を得ることを試みたものである。いずれの論文も結合企業法関係のものであって、留学中に収集・検討した資料をもとに執筆した。本留学のもう1つのテーマであるコーポレート・ガバナンスの問題点については、未だ論文執筆にまでは至っていないが、資料の収集とその整理および論文のプロットはできあがっていることから、可能であれば今年度中の執筆を視野に入れて研究を進めている。なお、報告者は、帰国直前に、報告者のドイツにおける指導教官の記念論文集に寄稿するため、ドイツ語での論文執筆の依頼を受けた。エプケ教授との議論の結果、この記念論文集に執筆するテーマにつき、日本における全部取得条項付種類株式制度の活用と株式評価の問題点を取り扱うことにした。いわゆる100%減資やMBOの目的で利用されている同制度において、株主が裁判所に取得価格決定の申立てを行った事案が多くみられ、その際に取得価格として裁判所がどのような考慮をしているのかといった点を中心に、ドイツにない制度である全部取得条項付種類株式の制度を紹介するとともに、上記の問題点を検討する予定である。

報告者は、留学期間中、ドイツおよびオーストリアのウィーンでの企業法の実態に関する見識を深めるために、同地で活動する弁護士である友人やその紹介を受けた弁護士に聞き取り調査を行った。聞き取り調査の対象は、ミュンスターで活動する弁護士シュミッツ博士(Dr. Rochus Schmitz)、ドルトムントで活動する弁護士フェトケ博士(Dr. Jorg Fedke)、フランクフルトで活動する弁護士アイデン博士(Dr. Matthias Eiden)そしてウィーンで活動する弁護士エルトマン氏(Richard Erdmann)の4名である。いずれの弁護士も個人のクライアントのみを相手としているわけではなく、大手あるいは中小の企業の顧問弁護士をされているため、企業法関連の法律実務に精通されている。もっとも、活動されている都市の規模やそこで事業を行っている企業の数等にもかなりの相違がみられることから、聞き取り調査は、それぞれの都市における企業活動の実態をも浮き彫りにすることができ、非常に有益なものとなった。とりわけ、ウィーンのエルトマン弁護士からは、これからの弁護士像のあるべき姿のようなものまでご示唆頂き、わが国の弁護士もかくあるべきと思わせられるご意見を頂戴した。また、弁護士アイデン博士からは、同氏が特に興味を持たれている倒産法と会社法との交錯領域につき、非常に興味深いお話を現在問題となっている事例を踏まえてご説明頂いた。現在ドイツでは、結合企業法レベルでの倒産法の立法作業が進められており、投資が博士論文を書かれた当時では考えられなかった問題点が議論の対象とされているようである。この点は、報告者も関心を持っているため、さらにドイツ法やEU法の動向を見守っていきたいと考えている。なお、前述した記念論文集寄稿の話をご報告者に持って来ていただいたのは、フェトケ博士である。偶然にも同博士も報告者と同じの指導教官のもとで博士論文を執筆されていたことがわかり、浅からぬ縁を感じた次第である。フェトケ博士には、私が執筆予定のドイツ語論文の文法等のチェックを引き受けていただけるとのありがたい申し出も受けている。同博士のみならず、聞き取り調査にご協力をいただいた弁護士の方々には、この場を借りて厚く御礼を申し上げる次第である。

また、報告者を快く受け入れていただき、かつ折に触れて研究の進捗状況の相談等にも気軽に応じていただいたエプケ教授、さらには研究所の図書館で机を並べて貴重な時間を割いて議論の相手にもなって頂いたAnne Krafftさんにも、感謝申し上げます。

報告用紙①

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間は大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。